

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 9 月 8 日

1 入札に付する事項 白灯油の単価契約

2 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 9 月 1 6 日（火曜日）午後 2 時 5 0 分
- (2) 場所 愛媛県立とべ動物園 管理事務所第 1 会議室

3 入札参加資格確認書の提出

- (1) 日時 令和 7 年 9 月 1 5 日（月曜日）午後 5 時 1 5 分まで
- (2) 場所 〒791-2117 伊予郡砥部町上原町 2 4 0 番地
愛媛県立とべ動物園 管理事務所 （メール、郵送可）
- (3) 方法 メールの場合、押印した確認書に必要書類を添え、[PDF化して staff@tobezoo.com](mailto:staff@tobezoo.com)に送付する。

4 入札参加資格の概要

- (1) 当該業務にかかる愛媛県の入札参加資格を有すること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 過去 3 年間に、県内において、国、地方公共団体もしくは愛媛県動物園協会と、白灯油の単価契約を締結した実績があること。（現在継続中であるものを含む）

5 関係書類

関係書類は、とべ動物園ホームページ（<https://www.tobezoo.com/>）内からファイルをダウンロード、又は 6 の問い合わせ先で手渡しにより受領可能。なお、手渡しの場合は、午前 8 時 15 分から午後 5 時 15 分までとする。

6 問い合わせ先

公益財団法人愛媛県動物園協会
電話番号 089-962-6000
住所 愛媛県伊予郡砥部町上原町 2 4 0 番地

7 その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

1 競争入札に付する事項

別記の 1 のとおり

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 知事の審査を受け、愛媛県の令和 5 年度、令和 6 年度及び令和 7 年度における当該業務に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) とべ動物園の給油にタンクローリー車を 1 台以上使用することが可能で、契約物品を適正かつ確実に納入できる体制が整備されていること。
- (4) 過去 3 年間に、県内において、国、地方公共団体もしくは愛媛県動物園協会と白灯油の単価契約を締結した実績のあるもの。(履行中のものを含む。)
- (5) 開札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認書(別紙)

- (2) (1) の書類の提出日時及び提出方法

ア 提出日時及び場所 別添入札公告の 3 のとおり

イ 提出方法 (1) の書類は、持参、郵送またはメールにより提出すること。

ウ 提出された(1)の書類は、返却しない。

- (3) 事前確認の方法

事前確認は、2 に掲げる要件を(1)の申請書類の記載内容等に基づき、当該要件を満たしているかどうか確認する。

- (4) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、入札書が無効とし、開札しない。なお、(1)の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

4 入札及び開札

- (1) 入札の日時及び場所は、別記の 2 のとおり。
- (2) 入札参加者は、入札書を持参により提出すること。
- (3) 入札書の様式は、様式 1 のとおりとする。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名に加えて、代理人であることおよび当該代理人の氏名を表示し、委任状に使用した印鑑を押印すること。
- (4) 委任状の様式は、様式 2 のとおりとする。委任状は代表者からの委任とし、入札書と合わせて提出すること。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 開札は即時開札とする。

(7) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

5 入札保証金及び契約保証金
免除する。

6 入札の無効等
入札参加資格を有しない者の提出した入札書、及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

7 落札者の決定
(1) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あった場合、くじにより落札者を決定するものとする。
(2) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
(3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約書作成の要否
要

9 契約条項
契約書のとおり

10 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札決定後、委託契約の締結までの間に、当該業者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは請負業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

別記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

白灯油の単価契約

(2) 購入物品名及び予定数量

白灯油 113,000リットル

(なお、この数量は過去の購入実績に基づく数量であり、契約期間内の購入量を保障するものではない。)

(3) 購入期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

(4) 納入場所

愛媛県立とべ動物園(伊予郡砥部町上原町240番地)

爬虫類館、サル舎、ヒヒ舎、類人猿舎、カバ舎、キリン舎、南米獣舎、雛棟、
焼却炉、他

配達日及び配達時間は、協議します。

2 入札日時及び場所

(1) 日時 令和7年9月16日(火曜日)午後2時50分

(2) 場所 愛媛県立とべ動物園 管理事務所第1会議室

3 入札等の照会先

公益財団法人愛媛県動物園協会

電話番号 089-962-6000

住所 愛媛県伊予郡砥部町上原町240番地

(別紙)

入札参加資格確認書

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 村上 忠 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
氏 名 印

白灯油の単価契約に係る入札に参加する資格について、下記事項については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 令和5・6・7年度における当該業務に係る愛媛県の競争入札参加資格を有する。
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定には該当しない。
- 入札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない。
- この業務について、納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されている。
(タンクローリー車 台所有
所有していない場合は借受先 会社名 所在地)
- 過去3年間に、県内において、国、地方公共団体もしくは愛媛県動物園協会と白灯油の単価契約を締結し、下表のとおり誠実に履行した実績がある。

発注者	納入場所	契約期間
		年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日

※1については競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付すること。

※5については契約書の写しを添付すること。

様式 1

入 札 書

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 村 上 忠 様

入札者
住 所
名 称
氏 名

印

¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

ただし、白灯油 1 リットル当たりの単価

上記のとおり公益財団法人愛媛県動物園協会会計規程を遵守し、
契約条項を承認のうえ入札いたします。

様式 2

委任状

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 村 上 忠 様

住 所
名 称
氏 名 印

住所
私は、 氏名 住所 氏名 印 を代理人と定め、
下記の委託業務に関する入札の一切の権限を委任します。

記

1. 白灯油の単価契約

契 約 書

注文者 （甲）公益財団法人愛媛県動物園協会
供給者 （乙）

甲と乙の間において白灯油の継続的売買を目的として次の条項により契約を締結する。

（契約物品）

第1条 乙がこの契約により甲に供給する白灯油の種類、品質、規格、単価は、次のとおりとする。

品 名	品質・規格	単 位	単 価	備 考
灯油	白灯油	1 ℓ	円	（うち消費税及び地方消費税の額 円）

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、特に免除する。

（納入場所）

第4条 契約物品の納入場所は、伊予郡砥部町上原町240番地愛媛県立とべ動物園内とする。

（納入及び通知）

第5条 乙は契約期間中、甲の発注あるごとにその都度指定する期日に契約物品を納入するものとする。この場合、乙はただちに納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。

（納入に要する費用の負担）

第6条 物品納入に要するすべての費用は乙の負担とする。

（対価の支払方法）

第7条 乙は、毎月納品伝票を取りまとめのうえ納入明細書を作成し、適法な請求書に添え翌月甲に提出するものとする。

2 前項の請求書の請求額は、総納品量に契約単価を乗じて算出した額とする。但し、これに円未満の端数が生じた場合は四捨五入する。

3 甲は前項の支払請求書について納品の事実確認のうえ30日以内にその対価を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第8条 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、第7条第3項の規定による対価の支払いが遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）に定める率の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(権利又は義務の譲渡等)

第9条 乙はこの契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第10条 次の各号の一に該当するときは、甲は、何らの催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反した場合。
- (2) 甲が契約物品を使用した結果引続いて使用することが適当でないと認めたとき、又は甲が契約物品の品質検査を行いその結果が基準に達しない品質であることを発見したとき。
- (3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

(契約物品の納入遅延)

第11条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができなかったときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約単価に遅延物品の数量を乗じた額に年5.0パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延損害金として、甲に支払わなければならない。

(契約単価の変更)

第12条 契約期間内において、資源エネルギー庁愛媛県配達灯油価格が5パーセント以上変動した場合は、単価の改定を甲乙協議することができるものとする。

(その他)

第13条 この契約に定めのない事項については、必要の都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。
この契約を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえそれぞれ一通を保有するものとする。

令和 年 月 日

伊予郡砥部町上原町240番地

甲 公益財団法人 愛媛県動物園協会
理 事 長 村 上 忠

乙